

地方公共団体の総合的な財政分析に 関する調査研究会報告書

平成12年3月

自 治 省

はしがき

「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」は、地方公共団体の財政状況を総合的かつ長期的に把握するための手法について調査及び検討することを目的として、平成11年6月に発足したものである。

地方公共団体の財政状況の分析については様々な手法が用いられてきている。

従来から地方公共団体の財政状況を示す、いくつか財政指標^{*1}が開発されているが、こうした財政指標は、地方分権の時代により役に立つものであることが求められている。また、類似団体別市町村財政指数表のように、地方公共団体をグループ化して比較分析しようとする手法も用いられているが、社会経済情勢の変化の中で、分析手法としての有効性を改めて検討することも必要である。さらに、最近ではストック情報への関心の高まりからバランスシートの作成に取り組む地方公共団体も現れているが、バランスシート間の比較可能性を向上させる観点等から、作成基準を求める意見もある。

当研究会では、研究会発足の初年度である本年度は、住民・地方公共団体の関心の高いバランスシートの具体的な作成手法を検討するとともに、昭和30年代から採用されている類似団体別市町村財政指数表の有効性を検証することとし、平成11年6月2日から平成12年3月13日まで、9回にわたり研究会を開催し、これらの課題について精力的に検討を進めてきたものである。

このたび当研究会では、これらの課題について一定の整理を行ったので、その検討成果を公表し、広く各地方公共団体の参考に供することとしたものである。

バランスシートについては、公営企業会計等との連結決算等まで含めれば課題は少なくないが、ここでは単一の地方公共団体の普通会計についてバランスシートを作成する場合を念頭に、具体的な手法について明らかにすることとした。

また、類似団体別市町村財政指数表については、具体的なデータ分析に基づき、現行の類似団体の類型設定基準が、態様が類似している団体をグループ化し、財政状況の比較検討を行うという目的に照らして有効なものとなっているかどうかについて、類型設定基準の有効性について検証を試みることにした。

地方公共団体の財政状況の把握の手法について検討すべき内容は幅広く、今回の検討結果はその一部に留まるものである。

当研究会としては、今後、財政指標等の課題についても積極的に検討を進めることとしたい。また、今回一通り整理をしたバランスシートの作成手法についても、地方公共団体等のご意見もいただきながら、さらなる改善を図っていきたくと考えている。

地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会委員

- 座長** 今井勝人（武蔵大学経済学部教授）
- 委員** 安宅敬祐（岡山大学法学部教授）
- 碓井光明（東京大学法学部教授）
- 大木壮一（朝日監査法人代表社員）
- 大塚成男（千葉大学法経学部助教授）
- 清原慶子（東京工科大学メディア学部教授）
- 栗原脩（興銀証券常務取締役）
- 近谷衛一（神戸市理財局長）
- 須賀清光（越谷・松伏水道企業団企業長）
- 成田浩（東京都財務局主計部長）
- 西形幸乗（横浜銀行公務部長）
- 美添泰人（青山学院大学経済学部教授）
- 渡辺淑夫（いわき市助役）
- (以上五十音順)
- 松浦正敬（自治大臣官房審議官）
- 瀧野欣彌（自治大臣官房審議官）
- 佐野忠史（自治省財政局指導課長）
- 前委員** 鈴木良一（前東京都財務局主計部長）
- 石井隆一（前自治大臣官房審議官）

地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書目次

第 1	バランスシートの作成手法について	1
I	はじめに	1
II	当研究会の検討の概要	2
III	バランスシートの具体的な作成手法	7
1	作成上の基本的前提	7
2	資産	7
3	負債	10
4	正味資産	11
5	附属書類及び欄外注記	11
IV	バランスシートを活用した財務分析	13
第 2	類似団体について	17
I	はじめに	17
II	当研究会の検討の概要	18
(別添)		
参考資料	バランスシートの作成方法について	21
I	バランスシートの作成要領	22
II	計算補助表の作成要領	26
III	附属書類の作成要領	30
IV	様式	31

第1 バランスシートの作成手法について

I はじめに

地方公共団体の予算、決算、財政状況等については、地方自治法等の法令の規定により公表が義務付けられている。

各地方公共団体においては、かねてより自らの財政状況の分析等に工夫を講じているが、昨今その一手法として、バランスシートの作成を試みる団体が出てきている。

また、経済戦略会議が平成11年2月26日に小渕総理に対して行った答申（「日本経済再生への戦略」）の中にも、「公会計制度の改善」として地方公共団体を含む公的部門への企業会計の導入の必要性の指摘が盛り込まれた。

地方公共団体のうち、公営企業等ではバランスシートが導入されており、普通会計についても、かねてから地方公共団体の協力の下にバランスシートの研究が進められてきている。例えば、昭和63年には財団法人地方自治協会が自治省の協力を得て「企業会計的手法による財政分析と今後の財政運営のあり方に関する研究会」を開催し、24市町でバランスシート作成のシミュレーションを行い、その成果を公表している。

しかしながら、現在のところ、普通会計のバランスシートの作成基準は統一されておらず、地方公共団体間で作成したバランスシート間の比較が困難であるとの指摘がある。

以上の諸事情を踏まえ、当研究会では、地方公共団体が普通会計の財政状況をわかりやすく公表することを支援する観点から、地方公共団体が普通会計のバランスシート作成に取り組む場合の「作成マニュアル」を検討することとしたものである。

Ⅱ 当研究会の検討の概要

当研究会では、まず地方公共団体の財務活動の特徴を、特に企業との比較において確認するところから検討に着手した。本来、企業活動に由来するバランスシートを地方公共団体についても意味のあるものとするためには、バランスシートが地方公共団体の財務活動の実情を十分踏まえたものであることが求められると考えたためである。

まず活動の目的では、企業が利益の追求を目的としているのに対して、地方公共団体は住民福祉の増進を目的としており、利益の概念を持たない。また、財務活動は、企業が利益を追求するための弾力的な財務活動を認めているのに対し、税金を活動資源とする地方公共団体の財務活動は、予算の議会での議決を通して、議会による統制の下に置かれている（財政民主主義）。

このため地方公共団体の経理では、予算の適正・確実な執行に資する現金主義が採用されている（これに対して、企業は発生主義）。

また、財政状態が悪化した場合には、企業では企業体の解散（清算）もあり得るのに対して、地方公共団体では財政再建の手続に移行し、清算は予定されていない。

次に、当研究会では作成しようとするバランスシートの意義について改めて確認した。バランスシートは、企業の財政状態を明らかにするため、一定の時点において当該企業が保有するすべての資産、負債等のストックの状況を総括的に表示した報告書であるが、地方公共団体にバランスシートを導入した場合、当該地方公共団体の財政状況をどのような意味で明らかにすることができるかを予め確認する必要があると考えたためである。また、地方公共団体で作成されるバランスシートは、住民に資産等の状況を明らかにする上でも役立つものであることが望まれる。

さて、会計学における解釈も参照すると、いわゆるバランスシートの意義はいくつかに分類することができる。

一つには財産目録の要約表としてのバランスシートがある。

これはバランスシート作成の目的を企業の債務弁済能力の把握に重きを置いた考え方であり、換金価値のあるものを、時価により、資産に計上するものである。

これに対し、バランスシートを期間損益計算の補助手段として用いるために、費用となっていない支出を一覧表にしたバランスシートがある。

さらに第三の分類として、企業内部における資金の源泉と用途を表すバランスシートがある。

これは、経営資源の状況とその経営資源を調達するための財源の状況を明らかにするものであり、企業の合理的な経営管理に役立てようとするものである。資産の評価は原則として、取得原価によることになる。

当研究会では、これらのバランスシートの意義を勘案した結果、専ら第三の考え方に沿ってバランスシートを作成する見解をとることとした。

すなわち、第一の考え方は企業の清算を前提にするものであるが、地方公共団体では清算が予定されていない。また、第二の考え方は期間損益計算を前提にするものであり、営利活動を目的としない地方公共団体の財務活動に馴染まない。これらに対して第三の考え方は、もともと効率的な企業経営を行うために経営者が自らの経営資源等を的確に把握することを目的として提唱されたものであり、税金の効率的な活用が求められる地方公共団体の財務運営に役立つものと考えられるためである。

以上の検討に基づき、当研究会としてはバランスシートの作成に当たっては、いわゆる取得原価主義を採用することとした。取得原価は支出の事実に基づくものであり一義的に決められることから、地方公共団体間の比較にも馴染むものと考えられる。

^{*2}

取得原価としては決算統計のデータを用いることとした。決算統計のデータは資産形成のために実際に投下された税等の額を示しているからである（データの妥当性）。また、決算統計のデータを用いることにより、原則的に全ての地方公共団体を通じて統一的にデータを把握できること（各地方公共団体間の統一性）、電算処理化された昭和44年度に遡ってデータの操作が比較的容易であること（データ収集の簡易性）等の特長も指摘できる。この手法によることで、小規模な地方公共団体でも比較的容易にバランスシート作成に取り組むことが可能になるものと考えられる。

なお、昭和43年度以前の取得財産は、現在の物価水準からみてその価額が相当に小さく、減価償却を行えば未償却残高は僅少であるものと考えられるが、昭和43年度以前の取得財産についても確実なデータに基づくもので、各地方公共団体が資産計上することが望ましいと判断する場合には、計上することが適当であると考えられる。

続いて、バランスシート作成に当たっての基本的な前提条件を整理した。

当研究会においては先行研究の成果を基礎に、近年地方公共団体で作成されているバランスシートも参照しながら検討を進めることとした。また、検討に当たっては、複数の市の協力の下に、決算統計等の資料の制約等を確認することとした。

^{*3}

まず、対象とする会計は普通会計とした。

公営企業会計では既にバランスシートが作成されているところである。

また、流動・固定の別は一年基準によることとした。

続いて、資産の部の整理を行った。

有形固定資産の評価額は、決算統計の普通建設事業費の額を累計することにより求めることとした。普通建設事業費とは、道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の資産形成に資する事業に要する投資的経費である。

また、実際の有形固定資産が、土地を除いて、経常的に減価している事実に鑑み、後世代に継承される資産を把握する観点から減価償却を行うこととした。

なお、減価償却は耐用年数が資産の特性を極力反映していることが望ましいこと、決算統計資料との整合性を図ることが好ましいこと等を勘案し、決算統計の普通建設事業費の区分ごとに、地方公営企業法施行規則の定める耐用年数等を参考にして耐用年数を設けることとした。維持補修等を行うことによって、相当長期にわたって供用されることが予想される資産があるが、こうした資産についても、実際に経常的に減価している事実に鑑み、耐用年数を設けることとした。

国等より補助金等の交付を受けて形成された有形固定資産は計上することとしたが、他団体に支出した補助金、負担金等により形成された有形固定資産は計上しないこととした。これは、当該団体が所有・管理する財産を資産計上するとの考え方に基づくものである。

また、有形固定資産は行政目的別に分類・表示することとし、別途内書きで土地の取得累計額を一括表示することとした。これは、バランスシートができるだけ財政運営にも役立つように資産形成分野を明らかにすることが望ましい、との考え方によったものである。

なお、当該団体に形成されている資産の状況を住民にわかりやすく開示する観点から、決算書に添付される「財産に関する調書」等の内容を踏まえ、主な有形固定資産について、附属書類で取得価額、減価償却累計額等の情報を表示することとし、土地については附属書類で主要な分野ごとの昭和44年度以降の取得累計額を明らかにすることとする。

また、今回の研究会の検討においては繰延資産は設けないこととした。繰延資産は将来費用化するものを資産の計算項目として計上する手法であるが、今回の研究では、損益計算を前提としていないこと等から繰延資産は設けないこととしたものである。

負債の部では、次のような検討を行った。

地方債に関連しては、将来の交付税措置が予定されている地方債の表示方法が議論された。この場合、将来の交付税措置とは基準財政需要額に公債費の一定割合を含めて算定するということであって、後年度に現金の収入が予定され

ることと同義ではないので、本表に表示等しないこととした。なお、この情報については参考として、別途、附属書類に表示することも考えられる。

また、見返り資産のない、いわゆる赤字地方債についても当該団体の財政状況を認識する上で重要な情報と考えられることから、負債の部に計上することとした。

退職給与引当金については、地方公共団体の実務においては、通常、退職手当が制度化されていることから、負債科目に計上することとした。退職手当を支給すべき事由が既に発生していること及び財政状況を的確に表示する観点から、要支給額の100%を引当金計上することとした。

なお、退職手当組合^{*4}に加入している地方公共団体については、退職手当の支払債務を負うのは、直接には退職手当組合となることから、加入団体自身の負債科目に計上すべきか議論がなされたが、支給される退職手当の財源は組合構成団体の負担金で賄われていることから、こうした団体についても退職手当要支給額を計上することとした。

債務負担行為に関連しては、PFI等により整備された、見返り財源の無い資産の貸方表示の方法が議論されたが、これについては、見返り財源を「債務負担行為」として負債科目に計上することとした。また、第三セクター等の損失補償等に係る債務負担行為の設定額は、債務が確定したものを除き、いわば偶発債務に相当する参考情報として欄外注記することとし、利子補給等に係る債務負担行為設定額も参考情報として欄外注記することとした。

正味資産の部では、次のような検討を行った。

まず、部の名称について、バランスシートの利用者がこの部を、企業会計における資本、持分のように誤解しないような名称とすべきとの指摘があり、当研究会では、正味資産の名称を用いることとした。

正味資産科目は、国庫支出金・都道府県支出金と一般財源等に区分して表示することとした。ここで国庫支出金・都道府県支出金とは、資産形成の財源となったものを指しており、財政運営上重要な情報であると考えられる。また、国庫支出金・都道府県支出金は普通建設事業費の区分ごとに耐用年数に合わせて償却することとした。

以上の検討のほかに、作成したバランスシートの活用方法について検討した。企業会計の財務指標を参考にした分析手法、行政運営コストの分析等が議論されたが、これらについては、今後、バランスシートの作成事例を積み重ねる中で分析の知見を増すことが必要であると考えられる。先述したとおり、今回検討した作成手法によれば、地方公共団体でのバランスシート作成の取組が容易になると考えられることから、多くの作成事例を検討することを通じて、バランスシート間の比較可能性を向上させるとともに、作成手法の一層の改良・改善を図ることが期待される。

なお、地方公共団体と民間企業とではその活動目的、資産の意味等が大きく異なることは先述したところであり、当研究会において検討したバランスシートと民間企業のバランスシートを単純に比較することはできないことに留意しなければならない。

Ⅲ バランスシートの具体的な作成手法

上記の検討を踏まえ、改めてバランスシートの具体的な作成手法等を整理すれば、次のとおりである（なおここでは市町村がバランスシートを作成する場合を念頭に整理している。）。

1 作成上の基本的前提

- 対象会計範囲
普通会計を対象とする。
- 一年基準
固定・流動の区分については、原則として一年基準を採用する。
- 配列法
固定性配列法とする。
- バランスシート作成の基準日
会計年度の最終日をバランスシート作成の基準日とする。
- 出納整理期間
出納整理期間（４月１日～５月３１日）における出納については、バランスシート作成の基準日までに終了したものととして処理する。
- 基礎数値
電算処理化された昭和４４年度以降の決算統計データを基礎数値として用いるものとする。決算統計データを用いることによりいずれの地方公共団体においても比較的簡易にまた継続的にバランスシートを作成することが可能になるものと考えられる。

2 資 産

- (1) 資産の意義
一会計年度を超えて、地方公共団体の経営資源として用いられると見込まれるものをいうものとする。
- (2) 資産科目の分類
資産科目は有形固定資産、投資等及び流動資産に分類して表示するものとする。
- (3) 有形固定資産の評価基準
実際に投下した税等の資金の運用形態を表す観点から、取得原価主義によることとする。

(4) 有形固定資産の評価方法について

資産形成のために実際に投下された税等の額を表す普通建設事業費をもって有形固定資産の取得原価とするものとし、普通建設事業費の把握は、データの妥当性、各地方公共団体間の統一性、データ収集の簡易性等の観点から、原則として、昭和44年度以降の決算統計データによるものとする。なお、昭和43年度以前の取得資産についても確実なデータに基づくもので、各地方公共団体が資産計上することが望ましいと判断する場合には、計上することが適当である。

(5) 国等より交付を受けた補助金等の取扱い

地方公共団体が国等より補助金等の交付を受けて有形固定資産を整備する必要があるが、実際に有形固定資産を所有・管理している地方公共団体の資産として表示するのが妥当であると考えられることから、本表上に計上することとする。

(6) 他団体に支出した補助金、負担金等の取扱い

他団体（国、都道府県、一部事務組合、民間等）に支出した補助金、負担金等により当該団体外に有形固定資産が形成される場合があるが、本表には計上しないこととする。

なお、これらの支出に関する情報も当該団体のストックに関連する情報であることから、本表には計上しないが、別途、附属書類により支出分野、支出額等を記録することとする。

(7) 有形固定資産の表示方法

財政運営に役立つようなものとするため、総務費、民生費等の行政目的別に区分して表示することとする。

また、別途、附属書類を作成し、主な有形固定資産の取得価額、減価償却累計額等の情報や土地について主要な投資分野ごとの昭和44年度以降の取得累計額を明らかにすることとする。

(8) 減価償却の意義

期間損益計算を行うためでなく、翌年度以降に継承される資産を把握するため、減価償却の手法を用いることとする。

(9) 減価償却を行わない資産

土地については減価償却を行わないこととする。

(10) 減価償却の方法

普通建設事業費の各区分ごとに地方公営企業法施行規則等を参考に耐用

年数を設定し、その区分ごとに、定額法により減価償却を行うこととする。この手法によれば、庁舎等特徴のある資産を区別して、昭和44年度から将来にわたって、決算統計のデータとリンクして減価償却計算を行うことが可能になり、一貫性のある分析が可能になるものと考えられる。

なお、特に、設定した耐用年数と異なる耐用年数によることが明らかに妥当であるときは、別の耐用年数による減価償却計算を妨げない。

(11) 耐用年数

別の耐用年数によらない場合は、原則として以下の耐用年数によることとする（耐用年数の妥当性については、今後さらに検討する。）。

区 分	耐用年数	区 分	耐用年数
1 総 務 費		7 土 木 費	
(1) 庁 舎 等	5 0	(1) 道 路	1 5
(2) そ の 他	2 5※	(2) 橋 り よ う	6 0
2 民 生 費		(3) 河 川	5 0
(1) 保 育 所	3 0	(4) 砂 防	5 0
(2) そ の 他	2 5※	(5) 海 岸 保 全	5 0
3 衛 生 費	2 5	(6) 港 湾	5 0
4 労 働 費	2 5※	(7) 都 市 計 画	
5 農 林 水 産 業 費		ア 街 路	1 5
(1) 造 林	2 5※	イ 都 市 下 水 路	2 0
(2) 林 道	1 5	ウ 区 画 整 理	4 0
(3) 治 山	3 0	エ 公 園	4 0
(4) 砂 防	5 0	オ そ の 他	2 5※
(5) 漁 港	5 0	(8) 住 宅	4 0
(6) 農 業 農 村 整 備	2 0	(9) 空 港	2 5※
(7) 海 岸 保 全	5 0	(10) そ の 他	2 5※
(8) そ の 他	2 5※	8 消 防 費	
6 商 工 費	2 5※	(1) 庁 舎	5 0
		(2) そ の 他	1 0
		9 教 育 費	5 0
		10 そ の 他	2 5※

※は別途調査に基づく平均的な有形固定資産の耐用年数

(12) 投資等

投資等は、「投資及び出資金」、「貸付金」、及び「基金」に分類し、「投資及び出資金」については額面により評価、計上することとする。

また、基金のうち流動性の高いものについては、流動資産に分類することとする。

(13) 流動資産

流動資産は、流動性の高い基金である「財政調整基金」及び「減債基金」、形式収支に相当する「歳計現金」並びに「未収金」に分類して表示することとする。

また「未収金」は、「地方税」及び使用料等の未収に係る「その他」に区分して表示することとする。

(14) 寄附を受けた資産等の取扱い

寄附を受けた資産等については、決算統計の普通建設事業費では把握できない情報であるが、各地方公共団体の判断により、合理的に算定した額を計上することとする。

3 負 債

(1) 負債科目の分類

負債科目は、固定負債と流動負債に分類して表示する。

固定負債は「地方債」、「退職給与引当金」及び「債務負担行為」に、流動負債は「地方債翌年度償還予定額」及び「翌年度繰上充用金」に分類して表示することとする。

(2) 地方債

バランスシート作成基準日における地方債残高から、流動負債に相当するもの、すなわち翌年度に予定されている元金償還額を控除した額を計上することとする。

また、当該団体の財政状況を的確に表示する観点から、見返り資産を計上できない退職手当債等についても将来の財政負担要因として本表に計上することとする。

なお、将来の元利償還に係る交付税措置が予定されている場合は、必要に応じ附属書類で表示することとする。

(3) 退職給与引当金

地方公共団体の職員に対しては、その勤続年数に応じて退職手当を支給することが条例で定められているのが通常であるから、年度末に職員全員が普通退職したと想定し、その要支給額を引当金計上することとする。

なお、退職手当組合に加入している団体についても、同様の考え方により引当金を計上することとする。

(4) 債務負担行為

P F I等の手法により整備した資産で、債務負担行為による債務が残っているが既に物件の引渡しを受けたものについては、今後の支払予定額を

もって資産計上し、見返り財源として「債務負担行為」を負債科目に計上することとする。

また、第三セクター等の損失補償等に係る債務負担行為については偶発債務に相当するものとして欄外注記するが、これらのうち既に履行すべき額が確定したものについては、見返り資産がない場合においても負債科目に計上することとする。

その他の債務負担行為設定額については、欄外注記することとする。

(5) 地方債翌年度償還予定額

地方債の年度末残高のうち、翌年度に予定されている元金償還額を計上することとする。

(6) 翌年度繰上充用金

使途が投資的経費に限定されないが、流動負債として計上することとする。

4 正味資産

(1) 名称

営利活動を目的としない、地方公共団体のバランスシートを作成することから、資本、持分等の名称は避け、「正味資産」の呼称を用いることとする。

(2) 正味資産科目の分類

正味資産は、国庫支出金・都道府県支出金と一般財源等に分類して表示することとする。

5 附属書類及び欄外注記

(1) 附属書類

バランスシート上に表示する情報が詳細すぎると概観性を失うことになりかねないので、詳細情報については適宜、附属書類で開示することとする。

開示する情報としては、例えば次のような書類が考えられる。

○有形固定資産明細表

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額等の情報を表示する。

○土地明細表

主な投資分野ごとに、土地の取得価額の累計額を表示する。

○普通建設事業費に係る補助金、負担金等の状況

普通建設事業費により他団体に支出した補助金、負担金等の累積額を表示するとともに、最近5年間程度については各年度ごとの行政目的別の支出額を表示する。

○主な施設の状況

主な有形固定資産の名称、取得価額、減価償却累計額等の情報を表示する。

(2) 欄外注記

バランスシートと一体となって利用者に伝達すべき情報は、欄外注記する。

欄外注記すべきものとしては、例えば次のような情報が考えられる。

○債務負担行為に関する情報

「物件の購入等に係るもの」、「債務保証又は損失補償に係るもの」及び「利子補給等に係るもの」に区分して表示する。

Ⅳ バランスシートを活用した財務分析

以上の手法を用いてバランスシートを作成することにより、税金の投入等により整備された資産の構成や、将来返済しなければならない負債と返済を要しない正味資産との比率等のストックに関する情報の把握が可能になり、作成されたバランスシートを地方公共団体間又は時系列で比較する場合にも役立つものと期待される。

こうした分析も活用しながら、住民等に対して作成したバランスシートの広報・解説を行うことが重要と考えられる。

分析の手法としては、具体的には次に掲げるようなものが考えられよう。

なお、今後多くの作成事例を積み重ねることによって、ここに掲げた以外の分析手法も可能になるものと期待される。

(1) 社会資本形成の世代間負担比率

社会資本の整備の結果を示す有形固定資産のうち、正味資産による整備の割合を見ることによって、これまでの世代によって既に負担された分の割合を見ることができると考えられる。

また、負債に着目すれば、将来返済しなければならない分の割合を見ることができると考えられる。

(2) 予算額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を計算することにより、ストックである資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを見ることができると考えられる。

(3) 有形固定資産の行政目的別割合

有形固定資産の行政目的別割合を見ることにより、行政分野ごとの資産形成の比重を把握することができる。

このデータを地方公共団体間で比較することにより、団体ごとの資産形成の特徴を理解することができる。

こうした分析により、今後の資産整備の方向性を検討するのに役立つものと考えられる。

(4) 有形固定資産の行政目的別経年比較

行政目的別の有形固定資産を経年比較することにより、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを理解することができる。

(5) 住民一人当たりバランスシート

通常のバランスシートでは、団体の人口規模等により単純な他団体比較が

困難であるが、バランスシートの各項目の数字を住民一人当たりで算出することにより、単純な比較に役立つものと考えられる。

(6) 行政運営コストの算定

減価償却の考え方を発展させることにより、当該会計年度の現金の出納に止まらず、行政運営コストを説明する計算書が作成できるものと考えられる。

【用語注釈】

* 1) 財政指標

地方公共団体の財政状況を分析するための指標。地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断するための公債費負担比率、地方公共団体の財政力を示す財政力指数等の財政指標がある。

* 2) 決算統計

地方公共団体の毎年度の決算状況を、自治省が統一ルールに基づいて集計し、作成した統計。地方財政全体の毎年度の執行状況を表す基礎的な統計。

* 3) 普通会計

地方公共団体における一般会計と公営事業会計以外の特別会計を純計した地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。公営事業会計とは、地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、収益事業、公益質屋事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称である。

* 4) 退職手当組合

市町村が構成する一部事務組合の一つであり、構成団体より負担金の納入を受けることにより、退職手当の支給に関する事務等を共同処理することを目的としている。平成7年現在86%の市町村が退職手当組合を構成している。

第2 類似団体について

I はじめに

市町村が財政運営の健全性を確保していくためには、自らの財政状況を分析して問題の所在を明らかにし、それを将来の財政運営に反映させていくことが適当である。分析に当たっては、自らの財政状況を他の団体と比較することが有効であるが、比較対象は、その態様（財政状況を決定する前提条件〔例：人口〕）が自らと類似している団体であることが望ましい。

類似団体とは、そのような比較検討の資料を提供するため、自治省において、態様が類似している団体ごとに作成されている類型のことであり、「類似団体別市町村財政指数表」において、類似団体ごとに、最新の決算結果に基づく標準的な財政指数が示されている。

現在、類似団体の類型は、市（政令市を除く。）及び町村別に、団体の人口及び第2次・第3次産業人口比率を基準として、設定されている。

人口及び第2次・第3次産業人口比率という基準は、昭和34年度の類似団体の類型設定に当たって採用されたものであり、その後、抜本的な変更を加えられることなく今日に至っている。

一方、この間、社会、経済等、地方財政を取り巻く環境は大きく変化してきている。たとえば、昭和35年当時32.6%であった第1次産業人口比率は平成7年度には6.0%まで減少し、第2次・第3次産業人口が94%を占めるようになってきている。また、都市の拡大、交通機関の発達等に伴い、昼間人口と居住人口との差が拡大してきた。

したがって、現行基準が、今日においても、なお有効であるか、また、より有効な基準が他にないかどうか検討する必要がある。

また、平成8年4月1日の12市を皮切りに、中核市への移行が進んできている。中核市は他の市とは行政権能が異なるにもかかわらず、現行の類似団体の類型設定基準においては、中核市であるかどうかについての考慮はなされていない。

以上の点を踏まえ、当研究会では、現行の類似団体の類型設定基準について、見直しを行う必要があるかどうか、検討を行うこととしたところである。

Ⅱ 当研究会の検討の概要

前述のとおり、類似団体は、市町村が自らの財政状況を他の団体と比較・分析する上で、財政状況を決定する前提条件が自らと類似している団体と比較対象とすることが必要であることから、そのような比較・分析の尺度として用いるために作成されているものである。

したがって、類似団体の類型設定基準は、市町村の財政状況を決定する度合いが強いことが必要である。また、仮に各地方公共団体の財政運営上の判断によって影響される基準（例：職員数）を採用した場合、同様の財政運営を行っている団体同士が類似団体となり、自らの財政運営を省みる役には立たないことから、各地方公共団体の財政運営上の判断に影響されない基準とすることも必要である。さらに、市町村ごとに統計数値が整備されている必要がある。

類似団体の類型設定基準が満たすべきこのような条件を踏まえて、当研究会では、①人口、②就業者数、③第1次産業人口、④第2次産業人口、⑤第3次産業人口、⑥65歳以上人口、⑦市町村別面積、⑧第1次産業人口比率、⑨第2次産業人口比率、⑩第3次産業人口比率、⑪人口増減率、⑫卸売業商店数、⑬卸売業従業者数、⑭卸売業年間販売額、⑮小売業商店数、⑯小売業従業者数、⑰小売業年間販売額及び⑱小売業売場面積を取り上げ、基準として適当かどうか検討した。

このうち、⑫～⑱は、「商業統計調査」（通商産業省作成）に基づくデータであるが、これらを取り上げたのは、現行の基準である第2次・第3次産業人口比率が、

- ・ 第1次産業人口比率が減少し、第2次・第3次産業人口比率が極めて高くなっていること
- ・ 昼間人口と居住人口との間に大きな差が生じてきたこと

から、その機能が低下してきている可能性があると考えられるのに対し、⑫～⑱はこれらの点には左右されないためである。

上記①～⑱は、各地方公共団体の財政運営上の判断に直接影響されるものではない。また、統計も整備されている。このため、検討は、上記①～⑱が市町村の財政状況を決定する度合いが強いかどうかの確認を中心に行うこととし、また、その際には統計的手法を活用することとした。

「市町村の財政状況」は様々な角度から分析することができる。したがって、上記検討に当たっては、何をもって「財政状況」を代表させるかが問題となるが、当研究会では、財政規模及び財政構造を取り上げることとした。これは、この両者によって、財政状況の枠組みが説明されると考えられるからである。特に、財政規模については、歳入及び歳出の主要要素の変動を説明する度合いが強いことが、主成分分析及び因子分析を行った結果、確認されたところである。

このうち、「財政規模」としては、歳入総額及び歳出総額を用いることとした。

また、「財政構造」としては、歳入に占める地方税の割合を用いることとした。これは、財政構造としては、歳入面と歳出面（あるいは両者の組み合わせ）とが考えられるが、歳出構造は歳入構造と比べて財政運営上の政策判断に左右されやすいことから、歳入構造に着目することとし、さらに、歳入科目の中では、地方財源、特に地方公共団体が自由に使用できる一般財源の中心的地位を占める地方税に着目することにしたものである。

第一に、財政規模と上記①～⑱との関係を、二次元散布図、回帰分析等の手法により分析した。

その結果、財政規模との間に強い相関関係が認められ、かつ、現在基準として用いられている人口を、引き続き採用することが適当と判断した。人口以外にも、就業者数等、財政規模との間に強い相関関係が認められるものもあったが、これらは人口により代表することが可能であり、また、現行基準との継続性を重視すべきと考えたためである。

続いて、人口を基準として採用することを前提に、それを補完する基準（人口による区分を更に細分化する基準）として、現在基準として用いられている第2次・第3次産業人口比率と、財政規模との間に強い相関関係が認められた小売業従業者数の有効性を比較した。その結果、市については、小売従業者のほうの方が有効であったが、町村については優劣がつけがたかった。

第二に、小売業従業者数及び第2次・第3次産業人口比率が財政構造を決定する度合いが強いかどうかを検討することとした。

このため、人口によって財政規模別に分類された地方公共団体を、さらに第2次・第3次産業人口比率及び小売業従業者数により区分し、それぞれの区分が、財政構造を反映しているかどうか確認した。

その結果、第2次・第3次産業人口比率による区分は、町村については財政構造を強く反映していることが明らかとなった。ただし、市についてはその程度は低かった。また、小売業従業者数による区分は、市については財政構造を反映しているが、その程度は必ずしも高くなく、町村については、財政構造を反映しているとは言えなかった。

以上の検討結果に基づき、類似団体の類型設定基準については、

- ① 現行の基準である人口は、類型設定基準として有効に機能しており、引き続き採用すべき
- ② 現行の基準である第2次・第3次産業人口比率は、一部、有効に機能していない面もあるが、町村については有効に機能していること、これより明らかに優れた基準が他にないこと、現行基準との継続性も尊重すべきことから、引き続き採用すべき

③ ただし、分類の精度を上げる観点から、小売業従業者数も部分的に採用することとするべき（①及び②による区分のうち、該当団体の多い区分を、小売業従業者数の基準を用いて細分化する。）と考えられる。

また、中核市については、他の市とは行政権能が異なること等を踏まえ、類似団体の類型設定を行う上で、区別して取り扱うべきと考えられる。

参 考 资 料

バランスシートの作成方法について

昭和44年度以降の「地方財政状況調査表」（以下「決算統計」という。）を基本データとして、バランスシート及び附属書類を作成するものとし、決算統計により難しい科目については、別途算出するものとする。

附属書類については、基本的には、次の諸表を最低限作成するものし、各団体の実情に応じて、その他必要と考えられる参考資料を添付すること。

- 有形固定資産明細表
- 土地明細表
- 普通建設事業費に係る補助金・負担金等の状況
- 主な施設の状況

その他、計算補助表として以下の表を作成する。

- 有形固定資産集計表①②③④⑤（昭和44年度～平成N年度）
- 減価償却計算表
- 国庫・都道府県支出金償却計算表
- 国庫・都道府県支出金算出表
- 補助金・負担金等集計表（昭和44年度～平成N年度）
- 補助金・負担金等計算表

I. バランスシートの作成要領

(注) この作成要領は、市町村が作成する場合を念頭にし、市町村分の決算統計を基に整理したものである。

[資産の部]

1. 有形固定資産

昭和44年度からN年度までの普通建設事業費の費目ごとの累計額とする。

ただし、他団体等に対する補助金・負担金は控除するものとし、用地取得費以外の普通建設事業費は減価償却を行うものとする。

【「〇有形固定資産明細表」から費目ごとに残存価額を転記する。】

うち 土地 → 【「〇土地明細表」の取得価額の合計を転記する。】

有形固定資産合計・・・・・・・・・・ (A)

なお、PFI等の手法により整備した資産で、債務負担行為による債務が残っているが既に物件等の引き渡しを受けたものについては翌年度以降の支出予定額をもって資産計上する。

また、昭和43年度以前の取得物件、寄附された資産、無償譲渡された資産等の決算統計で把握できない資産については、資産計上の必要性、妥当性等を適宜判断し合理的に算出した額を計上しても差し支えないものであること。

2. 投資等

(1) 投資及び出資金 → N年度末残高
【決算統計30表16行(11)列を転記する。】

(2) 貸付金 → N年度末残高
【決算統計30表01行(11)列を転記する。】

(3) 基金

①特定目的基金 → N年度末現在高
【決算統計29表06行(3)列を転記する。】

②土地開発基金 → N年度末現在高
【決算統計29表06行(5)列を転記する。】

③定額運用基金 → N年度末現在高
【決算統計29表06行(6)列を転記する。】

基金計 → ①+②+③

投資等合計 → (1) + (2) + (3) (B)

3. 流動資産

(1) 現金・預金

①財政調整基金 → N年度末現在高
【決算統計29表06行(1)列を転記する。】

②減債基金 → N年度末現在高
【決算統計29表06行(2)列を転記する。】

③歳計現金 → N年度の歳入歳出差引額＝形式収支
【決算統計02表01行(3)列(△の場合は0とする。)を転記する。】

現金・預金計 → ①+②+③

(2) 未収金

①地方税 → N年度歳入歳出決算書の地方税の収入未済額を転記する。

②その他 → N年度歳入歳出決算書の地方税を除く収入未済額の合計額とする。

未収金計 → ①+②

流動資産合計 → (1) + (2) (C)

資産合計 → (A) + (B) + (C)

【負債の部】

1. 固定負債

(1) 地方債 → N年度末地方債現在高－(N＋1)年度地方債償還予定額(元金)
【決算統計33表37行(9)列－36表01行(8)列とする。】

(2) 債務負担行為

① 物件の購入等 → PFI等の手法により整備した有形固定資産で、物件の引渡しを受けたものについて、翌年度以降の支出予定額を計上する。

② 債務保証又は損失補償 → 履行すべき額が確定したものについて、翌年度以降の支出予定額を計上する。
【決算統計37表17行(2)列＋37表20行(2)列とする。】

債務負担行為計 → ①＋②

(3) 退職給与引当金 → N年度末に全職員が普通退職した場合の退職手当総額

算定に当たっては、一人ごとの積み上げ方式が望ましいが、作業量・作業時間等が膨大に及ぶ場合は、推計値でも差し支えない。

推計方法の例としては、(対象職員数×平均給料月額×平均勤務年数による普通退職の支給率)のような方法が考えられる。

固定負債合計 → (1)＋(2)＋(3)・・・・・・・・・・(D)

2. 流動負債

(1) 翌年度償還予定額 → (N＋1)年度地方債償還予定額(元金)
【決算統計36表01行(8)列を転記する。】

(2) 翌年度繰上充用金 → 翌年度歳入繰上充用金
【決算統計13表40行(1)列(△の場合のみ計上)を転記する。】

流動負債合計 → (1)＋(2)・・・・・・・・・・(E)

負債合計 → (D)＋(E)・・・・・・・・・・(F)

[正味資産の部]

1. 国庫支出金 → 昭和44年度からN年度までの普通建設事業費に充てられた国庫支出金の累計額とする。
ただし、用地取得費に充てられた国庫支出金以外は償却を行う。

【「●国庫・都道府県支出金算出表」から国庫支出金の合計額を転記する。】

2. 都道府県支出金 → 昭和44年度からN年度までの普通建設事業費に充てられた都道府県支出金の累計額とする。
ただし、用地取得費に充てられた都道府県支出金以外は償却を行う。

【「●国庫・都道府県支出金算出表」から都道府県支出金の合計額を転記する。】

3. 一般財源等 → 資産合計－負債合計－（国庫支出金＋都道府県支出金）

正味資産合計 → 1 + 2 + 3 (G)

負債・正味資産合計 → (F) + (G)

〈欄外注記〉

※債務負担行為に関する情報

- ① 物件の購入等に係るもの → 翌年度以降の支出予定額を転記する。
【決算統計37表01行(2)列】
(本表に計上したものを除く。)
- ② 債務保証又は損失補償に係るもの → 債務負担行為限度額を転記する。
【決算統計37表15行(1)列】
(本表に計上したものを除く。)
- ③ 利子補給等に係るもの → 翌年度以降の支出予定額を転記する。
【決算統計37表23行(2)列】

Ⅱ. 計算補助表の作成要領

バランスシートの「〔資産の部〕 1. 有形固定資産」、「〔正味資産の部〕 1. 国庫支出金、2. 都道府県支出金」及び附属書類の作成のために、以下の計算補助表を作成する。

●有形固定資産集計表（各年度ごとに、以下により作成する。）

①. 普通建設事業費〔補助事業・単独事業〕

決算統計「投資的経費の状況」の「その1 普通建設事業費の状況」から、様式に沿って補助事業、単独事業別に金額を転記する。

②. 普通建設事業費〔合計〕

「①. 普通建設事業費〔補助事業・単独事業〕」から、区分ごとに補助事業及び単独事業の合計額を算出し転記する。

③. 普通建設事業費中用地取得費〔合計〕

決算統計「投資的経費の状況」の「その2 用地取得費の状況」から、様式に沿って金額を転記する。

④. 普通建設事業費中用地取得費〔再計〕

用地取得費の決算額については、区分が「普通建設事業費の状況」と合致しないため、区分が一致しているものについては、「③. 普通建設事業費中用地取得費〔合計〕」からそのまま転記する。

費目区分が一致しないその他の用地取得費については、普通建設事業費の決算額（②. 普通建設事業費〔合計〕のa欄とする。）に応じて按分することとし、以下により、費目内訳ごとの用地取得費を算出する。

$$\text{その他の用地取得費} \times \frac{\text{当該費目の普通建設事業費決算額}}{\text{費目区分が一致しない普通建設事業費決算額総額}}$$

なお、決算額の財源内訳の国庫・都道府県支出金についても、同様の方法で算出する。

⑤. 用地取得費控除後の有形固定資産等

「②. 普通建設事業費〔合計〕」から「④. 普通建設事業費中用地取得費〔再計〕」を控除し、減価償却対象有形固定資産並びに償却対象の国庫支出金及び都道府県支出金を算出する。

●減価償却計算表

(取得年度から償却を行うものとし、費目内訳ごとの減価償却累計額を以下により算出する。)

- ・償却年数 → N年度を1年目とし、昭和44年度までとする。
- ・減価償却対象有形固定資産 → 「●有形固定資産集計表、⑤. 用地取得費控除後の有形固定資産等」から年度別・費目内訳ごとに減価償却対象有形固定資産の額を転記する。
- ・一年当たり償却額 → 各年度別に「減価償却対象有形固定資産÷耐用年数(別紙)」で算出する。
- ・減価償却累計額 → 各年度ごとに「償却年数A×一年当たり償却額B」で算出した額(ただし、「償却年数≥耐用年数」となった場合、「A×B」は、減価償却対象有形固定資産の額と同額となる。)を合計する。

●国庫・都道府県支出金償却計算表

(取得年度から償却を行うものとし、費目内訳ごとの償却累計額を以下により算出する。)

- ・償却年数 → N年度を1年目とし、昭和44年度までとする。
- ・償却対象支出金 → 「●有形固定資産集計表、⑤. 用地取得費控除後の有形固定資産等」から年度別・費目内訳ごとに各償却対象支出金の額を転記する。
- ・一年当たり償却額 → 各年度別に「償却対象支出金÷耐用年数(別紙)」で算出する。
- ・償却累計額 → 各年度ごとに「償却年数A×一年当たり償却額B」で算出した額(ただし、「償却年数≥耐用年数」となった場合、「A×B」は、償却対象支出金の額と同額となる。)を合計する。

●国庫・都道府県支出金算出表

- ・償却対象分(償却後) → 「●国庫・都道府県支出金償却計算表」に基づき、各費目内訳ごとに各償却対象支出金の累計額から償却累計額を控除した額を転記する。
- ・償却対象外 → 「●有形別固定資産集計表、④. 普通建設事業費中用地取得費〔再計〕」から用地取得費の各支出金を各費目内訳ごとに転記する。
- ・各支出金合計 → 「償却対象分(償却後)」＋「償却対象外」

●補助金・負担金等集計表（各年度、以下により作成する。）

決算統計「投資的経費の状況」の「その1 普通建設事業費の状況」から、補助事業費及び単独事業費については費目ごとの補助金の額を、県営事業負担金及び国直轄事業負担金等については費目ごとの決算額を、それぞれ様式に沿って各年度ごとに転記する。

●補助金・負担金等計算表

「●補助金・負担金等集計表」の費目別・事業別の昭和44年度からの累計額とする。

(別紙)

有形固定資産耐用年数表

区 分	耐用年数	区 分	耐用年数
1 総 務 費		7 土 木 費	
(1) 庁 舎 等	50	(1) 道 路	15
(2) そ の 他	25※	(2) 橋 り よ う	60
2 民 生 費		(3) 河 川	50
(1) 保 育 所	30	(4) 砂 防	50
(2) そ の 他	25※	(5) 海 岸 保 全	50
3 衛 生 費	25	(6) 港 湾	50
4 労 働 費	25※	(7) 都 市 計 画	
5 農 林 水 産 業 費		ア 街 路	15
(1) 造 林	25※	イ 都 市 下 水 路	20
(2) 林 道	15	ウ 区 画 整 理	40
(3) 治 山	30	エ 公 園	40
(4) 砂 防	50	オ そ の 他	25※
(5) 漁 港	50	(8) 住 宅	40
(6) 農 業 農 村 整 備	20	(9) 空 港	25※
(7) 海 岸 保 全	50	(10) そ の 他	25※
(8) そ の 他	25※	8 消 防 費	
6 商 工 費	25※	(1) 庁 舎	50
		(2) そ の 他	10
		9 教 育 費	50
		10 そ の 他	25※

※は別途調査に基づく平均的な
有形固定資産の耐用年数

Ⅲ. 附属書類の作成要領

○有形固定資産明細表

- ・ 取得価額
「●有形固定資産集計表、②. 普通建設事業費〔合計〕」中、「普通建設事業費」、「Aのうちその団体で行うもの」の費目内訳ごとの昭和44年度からの累計額とする。
- ・ 減価償却累計額
「●減価償却計算表」中、費目内訳ごとの減価償却累計額を転記する。
- ・ 残存価額 → 取得価額－減価償却累計額

○土地明細表

「●有形固定資産集計表、③. 普通建設事業費中用地取得費〔合計〕」中、「用地取得費」、「決算額B」を「道路橋りょう」、「街路」、「公営住宅」、「小学校」、「中学校」及び「その他」に区分し、区分ごとの昭和44年度からの累計額とする。

○普通建設事業費に係る補助金・負担金等の状況

- ・ 昭和44年度以降累計額 → 「●補助金・負担金等計算表」の費目ごとの合計額を転記する。
- ・ 直近5カ年の実績 → 「●補助金・負担金等集計表」の直近の5年間の費目ごとの合計額を転記する。

○主な施設の状況

住民に身近な有形固定資産（小学校や市民会館等の施設）を抽出して表示することとする。

なお、取得価額については、用地取得費を含めないものとする。

IV. 様 式

バ ラ ン ス シ ー ト

(平成N+1年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
<p>[資産の部]</p> <p>1. 有形固定資産</p> <p>(1)総務費 _____</p> <p>(2)民生費 _____</p> <p>(3)衛生費 _____</p> <p>(4)労働費 _____</p> <p>(5)農林水産業費 _____</p> <p>(6)商工費 _____</p> <p>(7)土木費 _____</p> <p>(8)消防費 _____</p> <p>(9)教育費 _____</p> <p>(10)その他 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">計 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">(うち土地 _____)</p> <p>有形固定資産合計 _____</p> <p>2. 投資等</p> <p>(1)投資及び出資金 _____</p> <p>(2)貸付金 _____</p> <p>(3)基金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">① 特定目的基金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">② 土地開発基金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 定額運用基金 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">基金計 _____</p> <p>投資等合計 _____</p> <p>3. 流動資産</p> <p>(1)現金・預金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">① 財政調整基金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">② 減債基金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 歳計現金 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">現金・預金計 _____</p> <p>(2)未収金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">① 地方税 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">② その他 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">未収金計 _____</p> <p>流動資産合計 _____</p> <p>資 産 合 計 _____</p>	<p>[負債の部]</p> <p>1. 固定負債</p> <p>(1)地方債 _____</p> <p>(2)債務負担行為</p> <p style="padding-left: 20px;">① 物件の購入等 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">② 債務保証又は損失補償 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">債務負担行為計 _____</p> <p>(3)退職給与引当金 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">固定負債合計 _____</p> <p>2. 流動負債</p> <p>(1)翌年度償還予定額 _____</p> <p>(2)翌年度繰上充用金 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">流動負債合計 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">負 債 合 計 _____</p> <p>[正味資産の部]</p> <p>1. 国庫支出金 _____</p> <p>2. 都道府県支出金 _____</p> <p>3. 一般財源等 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">正 味 資 産 合 計 _____</p> <p>負 債 ・ 正 味 資 産 合 計 _____</p>

※債務負担行為に関する情報

① 物件の購入等に係るもの _____ 千円

② 債務保証又は損失補償に係るもの _____ 千円

③ 利子補給等に係るもの _____ 千円

○有形固定資産明細表

(単位:千円)

	取得価額 A	減価償却累計額 B	残存価額 A-B
総務費			
庁舎等			
その他			
民生費			
保育所			
その他			
衛生費			
清掃費			
ごみ処理			
し尿処理			
その他			
環境衛生費			
その他			
労働費			
農林水産業費			
造林			
林道			
治山			
砂防			
漁港			
農業農村整備			
海岸保全			
その他			
商工費			
国立公園等			
観光			
その他			
土木費			
道路			
橋りょう			
河川			
砂防			
海岸保全			
港湾			
都市計画			
街路			
都市下水路			
区画整理			
公園			
その他			
住宅			
空港			
その他			
消防費			
庁舎			
その他			
教育費			
小学校			
中学校			
高等学校			
幼稚園			
特殊学級			
大規模学			
各種学校			
社会教育			
その他			
その他			
合計			

○土地明細表

(単位:千円)

	取得価額
道路橋りょう	
街 路	
公 営 住 宅	
小 学 校	
中 学 校	
そ の 他	
合 計	

○普通建設事業費に係る補助金・負担金等の状況

(単位:千円)

	昭和44年度 以降累計額	直近5カ年の実績				
		平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度
総務費						
民生費						
衛生費						
労働費						
農林水産業費						
商工費						
土木費						
消防費						
教育費						
その他						
合計						

(注) 国直轄事業負担金、県営事業負担金、同級他団体等に対する普通建設事業費に係る補助金等を取りまとめたものである。

○主な施設の状況

(単位:千円)

名称等	取得年度	取得価額	減価償却累計額	残存価額
(例)				
庁舎				
保育所				
老人ホーム				
ごみ処理施設				
し尿処理施設				
総合公園				
公営住宅				
小学校				
中学校				
高等学校				
図書館				
博物館				
体育館				
市民会館				

●有形固定資産集計表(平成・昭和〇〇年度)

①. 普通建設事業費〔補助事業・単独事業〕 (注) 補助・単独毎に別様で作成すること。 (単位:千円)

		普通建設事業費〔補助事業 21表 単独事業 22表 (昭和46年度以前 補助20表 単独21表)〕			
		決算額 A 補助・単独 1列	Aのうち その団体で行うもの 補助3列・単独2列	Aの財源内訳	
				国庫支出金 補助 5列	都道府県支出金 補助6列・単独4列
総務費	02行				
	庁舎等	03行			
	その他				
民生費	04行				
	保育所	05行			
	その他				
衛生費	清掃費	07行			
	ごみ処理	08行			
	し尿処理	09行			
	その他				
	環境衛生費	10行			
その他	11行				
労働費	12行				
農林水産業費	造林	14行			
	林道	15行			
	治山	16行			
	砂防	17行			
	漁港	18行			
	農業農村整備	19行			
	海岸保全	20行			
その他	21行				
商工費	22行				
	国立公園等	23行			
	観光	24行			
	その他				
土木費	道路	26行			
	橋りょう	27行			
	河川	28行			
	砂防	29行			
	海岸保全	30行			
	港湾	31行			
	都市計画	32行			
	街路	33行			
	都市下水路	34行			
	区画整理	35行			
	公園	36行			
	その他				
	住宅	37行			
空港	38行				
その他	39行				
消防費	40行				
	庁舎	41行			
	その他				
教育費	小学校	43行			
	中学校	44行			
	高等学校	45行			
	幼稚園	46行			
	特殊学級	47行			
	大 学	48行			
	各種学校	49行			
	社会教育	50行			
その他	51行				
その他	52行				
合計	01行				

●有形固定資産集計表(平成・昭和〇〇年度)

②. 普通建設事業費〔合計〕(補助事業+単独事業)

(単位:千円)

		普通建設事業費			
		決算額 A	Aのうち その団体で行うもの a	Aの財源内訳	
				国庫支出金 b	都道府県支出金 c
総務費	庁舎等				
	その他				
	民生費				
民生費	保育所				
	その他				
	衛生費				
衛生費	清掃費				
	ごみ処理				
	し尿処理				
	その他				
	環境衛生費				
その他					
労働費					
農林水産業費	造林				
	林道				
	治山				
	砂防				
	漁港				
	農業農村整備				
	海岸保全				
その他					
商工費					
商工費	国立公園等				
	観光				
	その他				
土木費	道路				
	橋りょう				
	河川				
	砂防				
	海岸保全				
	港湾				
	都市計画				
	街路				
	都市下水路				
	区画整理				
	公園				
	その他				
	住宅				
空港					
その他					
消防費					
消防費	庁舎				
	その他				
	教育費				
教育費	小学校				
	中学校				
	高等学校				
	幼稚園				
	特殊学級				
	大学				
	各種学校				
	社会教育				
その他					
その他					
合計					

●有形固定資産集計表(平成〇〇年度)

③. 普通建設事業費中用地取得費[合計](平成2年度以降)

(単位:千円)

		用地取得費 73表		
		決 算 額 B 1列	B の 財 源 内 訳	
			国 庫 支 出 金 2列	都 道 府 県 支 出 金 3列
総 務 関 係	01行			
	庁 舎 02行			
	そ の 他			
民 生 関 係	03行			
衛 生	清 掃 施 設 07行			
	そ の 他 08行			
農 林 水 産 業 関 係	09行			
	漁 港 12行			
	そ の 他			
土 木 関 係	道 路 橋 り よ う 14行			
	河 川 15行			
	港 灣 16行			
	都 市 計 画 17行			
	街 路 18行			
	都 市 下 水 路 19行			
	区 画 整 理 20行			
	公 園 21行			
	そ の 他			
	公 営 住 宅 22行			
	空 港 23行			
そ の 他 24行				
教 育 関 係	小 学 校 26行			
	中 学 校 27行			
	高 等 学 校 28行			
	大 学 29行			
	社 会 教 育 施 設 30行			
	社 会 体 育 施 設 31行			
そ の 他 32行				
そ の 他 33行				
合 計 34行				

●有形固定資産集計表(平成・昭和〇〇年度)

③. 普通建設事業費中用地取得費[合計](平成元年度～昭和58年度) (単位:千円)

	用地取得費 24表		
	決 算 額 B 1列	B の 財 源 内 訳	
		国 庫 支 出 金 2列	都 道 府 県 支 出 金 3列
民 生 関 係 01行			
保 育 所 02行			
そ の 他			
清 掃 施 設 05行			
農 林 水 産 関 係 06行			
漁 港 09行			
そ の 他			
土 木 関 係	道 路 橋 り よ う 11行		
	港 湾 12行		
	都 市 計 画 15行		
	街 路 13行		
	公 園 14行		
	公 営 住 宅 16行		
	そ の 他 17行		
教 育 関 係	小 学 校 19行		
	中 学 校 20行		
	高 等 学 校 21行		
	幼 稚 園 22行		
	社 会 教 育 施 設 23行		
	社 会 体 育 施 設 24行		
そ の 他 25行			
そ の 他 26行			
合 計 27行			

●有形固定資産集計表(昭和〇〇年度)

③. 普通建設事業費中用地取得費[合計](昭和57年度～昭和49年度) (単位:千円)

	用地取得費 24表		
	決 算 額 B 1列	B の 財 源 内 訳	
		国 庫 支 出 金 2列	都道府県支出金 3列
保 育 所 04行			
清 掃 施 設 09行			
道 路 橋 り よ う 05行			
街 路 06行			
公 営 住 宅 07行			
小 学 校 01行			
中 学 校 02行			
幼 稚 園 03行			
社 会 教 育 施 設 10行			
そ の 他			
合 計 12行			

●有形固定資産集計表(昭和〇〇年度)

③. 普通建設事業費中用地取得費[合計](昭和48年度～昭和44年度) (単位:千円)

	用地取得費 24表 (昭和46年度～昭和44年度 23表)		
	決 算 額 B 1列	B の 財 源 内 訳	
		国 庫 支 出 金 2列	都道府県支出金 3列
保 育 所 04行			
道 路 橋 り よ う 05行			
街 路 06行			
公 営 住 宅 07行			
小 学 校 01行			
中 学 校 02行			
幼 稚 園 03行			
そ の 他 08行			
合 計 09行			

●有形固定資産集計表(平成・昭和〇〇年度)

④. 普通建設事業費中用地取得費〔再計〕

(単位:千円)

		用地取得費		
		決 算 額 B d	B の 財 源 内 訳	
			国 庫 支 出 金 e	都 道 府 県 支 出 金 f
総 務 費	庁 舎 等			
	そ の 他			
民 生 費	保 育 所			
	そ の 他			
衛 生 費	清 掃 費			
	ごみ処理			
	し尿処理			
	そ の 他			
	環 境 衛 生 費			
	そ の 他			
労 働 費				
農 林 水 産 業 費	造 林			
	林 道			
	治 山			
	砂 防			
	漁 港			
	農 業 農 村 整 備			
	海 岸 保 全			
そ の 他				
商 工 費				
	国 立 公 園 等			
	観 光			
	そ の 他			
土 木 費	道 路			
	橋 り よ う			
	河 川			
	砂 防			
	海 岸 保 全			
	港 湾			
	都 市 計 画			
	街 路			
	都 市 下 水 路			
	区 画 整 理			
	公 園			
	そ の 他			
	住 宅			
空 港				
そ の 他				
消 防 費				
	庁 舎			
	そ の 他			
教 育 費	小 学 校			
	中 学 校			
	高 等 学 校			
	幼 稚 園			
	特 殊 学 級			
	大 学			
	各 種 学 校			
	社 会 教 育			
そ の 他				
そ の 他				
合 計				

●有形固定資産集計表(平成・昭和〇〇年度)

⑤. 用地取得費控除後の有形固定資産等

(単位:千円)

		減価償却対象 有形固定資産 a-d	償却対象 国庫支出金 b-e	償却対象 都道府県支出金 c-f	
総務費	庁舎等				
	その他				
民生費	保育所				
	その他				
衛生費	清掃費				
	ごみ処理				
	し尿処理				
	その他				
	環境衛生費				
	その他				
労働費					
農林水産業費	造林				
	林道				
	治山				
	砂防				
	漁港				
	農業農村整備				
	海岸保全				
	その他				
商工費					
	国立公園等				
	観光				
	その他				
土木費	道路				
	橋りょう				
	河川				
	砂防				
	海岸保全				
	港湾				
	都市計画				
		街路			
		都市下水路			
		区画整理			
		公園			
		その他			
		住宅			
	空港				
	その他				
消防費					
	庁舎				
	その他				
教育費	小学校				
	中学校				
	高等学校				
	幼稚園				
	特殊学級				
	大学				
	各種学校				
	社会教育				
	その他				
その他					
合計					

●国庫・都道府県支出金算出表

(単位:千円)

	償却対象分(償却後)		償却対象外		合 計	
	国庫支出金 A	都道府県支出金 B	国庫支出金 C	都道府県支出金 D	国庫支出金 A+C	都道府県支出金 B+D
総務費						
庁舎等						
その他						
民生費						
保育所						
その他						
衛生費						
清掃費						
ごみ処理						
し尿処理						
その他						
環境衛生費						
その他						
労働費						
農林水産業費						
造林						
林道						
治山						
砂防						
漁港						
農業農村整備						
海岸保全						
その他						
商工費						
国立公園等						
観光						
その他						
土木費						
道路						
橋りょう						
河川						
砂防						
海岸保全						
港湾						
都市計画						
街路						
都市下水路						
区画整理						
公園						
その他						
住宅						
空港						
その他						
消防費						
庁舎						
その他						
教育費						
小学校						
中学校						
高等学校						
幼稚園						
特殊学級						
大学						
各種学校						
社会教育						
その他						
その他						
合計						

●補助金・負担金等集計表(平成・昭和〇〇年度)

(単位:千円)

	補助事業 21表 (昭和46年度以前20表) (昭和46年度以前3列) (4列)	単独事業 22表 (昭和46年度以前21表) (3列)	県営事業 23表 (昭和46年度以前22表) (1列)	国直轄事業等 23表 (昭和46年度以前22表) (1列)	合 計
総 務 費	02行	02行	02行	25行	
民 生 費	04行	04行	03行	26行	
衛 生 費	06行	06行	04行	27行	
労 働 費	12行	12行	05行	28行	
農林水産業費	13行	13行	06行	29行	
商 工 費	22行	22行	08行	31行	
土 木 費	25行	25行	09行	32行	
消 防 費	40行	40行	20行	43行	
教 育 費	42行	42行	21行	44行	
そ の 他	52行	52行	23行	46行	
合 計	/	/	/	/	

●補助金・負担金等計算表

(単位:千円)

	昭和44年度以降累計額				合 計
	補助事業	単独事業	県営事業	直轄事業等	
総 務 費					
民 生 費					
衛 生 費					
労 働 費					
農林水産業費					
商 工 費					
土 木 費					
消 防 費					
教 育 費					
そ の 他					
合 計					